

書評

BOOK REVIEW

三井 正信 著

『フランス労働契約理論の研究』

細川 良

1 はじめに

本書は、フランスにおける労働契約理論の概念形成と展開について、その歴史的展開を分析したものである。すなわち、フランスにおいては19世紀末ないし20世紀初頭から労働契約の概念が形成されてきた。著者は、その形成過程を検討しつつ、労働契約衰退論が並行して有力に主張されてきたことに着目する。そして、労働契約衰退論と、その他方での労働契約優位論との議論に焦点を当てつつ、フランスにおける労働契約理論の歴史的展開を描き出している。同時に、フランスにおける企業制度論の展開と、労働契約理論との関係を検討することを通じて、フランスにおける労働契約理論を描き出している。

2 本書の内容

本書は、主として第1章「フランスにおける労働契約概念の形成とその展開」、第2章「戦後フランスにおける労働契約衰退論についての一考察」、第3章「フランス労働契約理論の現代的展開」という3つの章で構成されている。そのほか、末尾に3つの「補論」が記されているが、「はしがき」によれば、第3章までの研究においてフォローできていない1990年代以降の動きを補う趣旨で判例についての評釈を収録したとのことであるので、あくまでも本書の中心をなすのは第3章までの検討と考えられる。以下、その第3章までの内容を要約するならば、以下の通りである。

(1) 第1章

第1章は、まず「はじめに」において、労働契約概念の意義およびフランスにおける労働契約概念を取り巻く状況、さらに労働契約衰退論と労働契約優位論の



●みついでまさのぶ
広島大学学術院教授。

●成文堂
2016年7月刊
A5判・274頁
本体5000円+税

議論状況を簡潔に整理する。その上で、本章における検討の方向性、すなわち、身分規程 (status) と企業 (entreprise) の要因に着目しつつ、労働契約概念の形成過程から労働契約衰退論をめぐる議論までの、いわば労働契約理論の「原点」を探ることが目的であることが示される。以下、第1節「フランス革命から19世紀末までの状況」、第2節「労働契約概念の形成」、第3節「労働契約衰退論の展開」と展開し、第4節「総括」「おわりに」で締めくくられる。

ここではまず、フランス革命からいわば「労働契約概念の形成前夜」までの歴史的な展開が概説された上で、労働契約概念の具体的な形成過程が示される。すなわち、労働契約の基準となる従属性 (subordination) について、判例が、経済的従属性 (dépendance économique) の考慮を示す学説や行政の立場に直面しつつ、最終的に法的従属性 (subordination juridique) という基準を確立するプロセスを描き出す。

次に、労働契約概念の形成過程と並行して登場した労働契約衰退論の展開を描き出す。ここでは、労働契約を、客観的に存在する規範を特定の個人に適用するための条件にすぎないと位置づける Leon Duguit らの条件行為説、制度への加入たる事実への符号にすぎない

いと捉える Maurice Hauriou らの制度説の理論展開を整理する。その上で、これらの説は、私人間の関係をすべて契約によって規律しようとする個人主義的な考えに対抗し、現状に適合した新たな法概念を形成することを意図していると評価する。

そして、これらの動きの背景に、工場、企業といった集団的關係の存在が程度の差はあれ意識されていること、また、経済的民主主義の観点が含まれていることを指摘しつつ、総括として、この時期の労働契約衰退論は、あくまでも問題提起にとどまり、大勢を動かすまでには至らなかったと結論付ける。すなわち、労働契約概念の形成過程における議論は、結論的には法的従属性をメルクマールとした労働契約概念として確立したことに意義があるとしつつ、その過程で示された労働契約衰退論が、その後における企業制度論の原型をなしたことが重要であると指摘する。

(2) 第2章

第2章では、「はじめに」において、第二次大戦後のフランスでは一貫して労働契約の重要性が説かれ、その背景に第二次大戦中のヴィシー政権への批判および反省があること、他方で、対独レジスタンス全国抵抗評議会の綱領（CNR 綱領）が、経済民主主義の観点から企業における経営参加を掲げていたことの影響により、企業参加と労働契約の関係をどのように調整するのが大きな理論的課題であったことを指摘する。その上で、本章においては、Paul Durand による「企業制度論」にもとづく労働契約衰退論について、第1節「序説」、第2節「企業制度論の展開」、第3節「労働契約と労働関係」の順で論述がなされ、最後に、第4節「検討と総括」において、Durand に対する批判を交えた考察がなされる。

Durand の企業制度論は、ごく簡単に述べるならば、一方では、法律、労働協約等による労働条件の規律が強まり労働契約の役割が小さくなっていること、他方では、企業の集団的組織性が高まっていることを受けて、もはや個人主義と意思自治の原則による契約理論では企業の現状を説明できないとし、企業を独自の法原理に従う集団であると捉えるものである。そして、企業は、一方では階層的な性格を有する組織集団であり、他方では共同体的な性格を有するものと位置づ

ける。そして、前者からは企業長の強力な指揮権および懲戒権が根拠付けられる一方、後者からは、労働者（代表）の経営参加、利益参加が根拠付けられることになる。

こうした Durand の企業制度論について、筆者は、社会的カトリシズムによるコルポラティズム（corporatism）の影響を受けたものであることを指摘しつつ、その理論に対する批判を以下のように示す。すなわち、結果としてヴィシー政権期の理論や戦前のドイツの理論と親和性を有すること、企業の共同体的性質を強調する結果として労使対立を軽視していること、労働契約の役割を減じ制度的な労働関係を重視した帰結として、企業長の権限が強大なものとなる一方、企業の階層的性質のもとで労働者の対抗力が極めて弱くなること等が問題として指摘される。

そして、企業制度論と労働契約の関係をめぐる議論から得られる示唆として、安易に企業概念を労働法に持ち込むことは、使用者の巨大な権力をストレートに承認し、労働者にとって問題のある結果に至るおそれがあることを述べる。したがって、あくまでも労働者保護の視点から労働契約理論を展開し、労働者の利益確保に努めることこそが労働契約に理論に求められていると結論付ける。

(3) 第3章

第3章は、第1章および第2章で示された労働契約衰退論の展開とその限界を踏まえ、労働契約優位論の展開、および労働契約理論の展開の検討が行われる。

すなわち、まず、第1節「労働契約優位論の展開」において、労働契約優位論の登場に関する概略が示され、次いで、第2節「企業制度論考慮型労働契約優位説」、第3節「企業制度論否認型労働契約優位説」において、著者が労働契約優位論の代表的見解と位置づける、Guillaume Henri Camerlynck および Gérard Lyon-Caen の見解が検討される。その上で、第4節「労働契約優位論の到達点とその限界」において、第3節までで検討された労働契約優位論の意義と課題が示される。最後に、第5節「労働契約論に課される現代的課題」として、主として1980年代以降の「理論的混迷」が検討される。

ここでは Camerlynck および Lyon-Caen の見解に

深く立ち入ることはしないが、著者の整理によれば、ここで明らかとされた労働契約の意義は、①労働者の地位を獲得する手段であり、そのメルクマールたる法的従属性が労働法による保護の適用基準となること、②当事者の選択の自由を表すこと、③個々の労働者への身分規程の適用をなすこと、④身分規程より有利な規定を定めることができることであるという。そして、その背景には権力的な雇用手段に対する個人の自由の契機として、また労使の利益の対立と調整による個別的労使関係の規律としての労働契約の意義が存在するという。

そして、労働契約優位論は、労働契約衰退論に対する反論として展開されたものでありつつも、将来に向かっての労働契約変遷の発展方向を示そうとしたことに特色があるとす。このことは、他方では、労働法の一般原則を確立するには至らず、また Camerlynck（共同体に向けた企業改革）や Lyon-Caen（サンディカリズムの発展）が示した展開が現実には見られないのではないかと疑問を生じさせているとする。

実際、著者によれば、1980年代から1990年代初頭に至る過程で、Lyon-Caenらが唱えた労働契約優位論は一定程度妥当性を失っているという。その背景には、石油危機を契機とする経済危機と失業者の増大、労働組合の弱体化、技術革新と雇用の多様化、国際競争の進展といった事情により、「flexibilité（弾力性）」の傾向が強まったことがある。その結果、労働契約優位論が前提としていた「契約から身分へ」という公式は現実性を失い、企業概念は一層の複雑さを帯びることとなる。他方で、労働契約には、裁判官が客観的な立場から解釈を行うことによって、契約法理に反する使用者の行為を認めない、労働者にとって有利な方向での労働契約の発見的（heuristique）機能が作用しうる、あるいは、法律などが必ずしも労働者の保護に資する方向にのみ作用するわけではなくなる中で、労使の均衡を図る方向での労働契約理論の発展を指向するといった、労働契約理論の新たな展開が見られることを指摘する。

3 本書の意義と若干のコメント

労働契約とは何か。この問題は、労働法をめぐる極めて基本的な命題であると同時に、極めて難解な命題

でもある。著者は、この基礎的かつ難解な命題について、フランスにおける19世紀末から1990年代に渡るほぼ1世紀の議論の展開を、労働契約概念の形成過程から、労働契約優位論と労働契約衰退論の対立を通して、克明に描き出している。自戒を込めて言えば、近年の労働（法）研究者は、時代状況の変化のスピードに半ば煽られるようにして、現在生じている現象についての分析と解決にとらわれがち傾向もしばしば見られるが、現在の状況には、必ずその歴史的背景が存在することもまた重要な事実である。その意味で、著者がおこなった、労働契約の理論をめぐる歴史的展開過程を克明に明らかにするという研究は、現在のフランスにおける労働契約理論はもちろん、労働法理論の現状を理解する上で、極めて貴重なものであるといえる。

また、著者は、第2章および第3章を中心に、フランスにおける企業制度論の展開とその問題点を、Paul Durandの理論を素材の中心としつつ、労働契約理論の見地から詳細に検討を行っている。このことは、フランスにおける企業のあり方、捉え方を理解する上で貴重な研究であると同時に、日本における企業概念と労働法・労働契約との関係について考える上でも、多くの示唆をあたえ得るものであろう。

評者は、フランス労働法の研究を専門としているとは言え、労働協約等の集団的労働関係システムをその主な研究領域としており、著者が示した労働契約理論の分析について、立ち入った検討を行う能力を十分には持ち合わせていないが、フランスの労働についての一研究者の立場から、今後の研究のさらなる展開について思いついた点を記して、コメントに代えたい。

第一に、著者は労働契約概念の形成期から、約1世紀に渡るフランスでの理論展開を明らかにしているが、第1章がフランスにおける労働契約概念の形成と「法的従属性」というメルクマールの確立まで、第2章がPaul Durandによる企業制度論にもとづく労働契約衰退論の形成と展開、および退潮という、明確な時代区分がなされているように思われるのに対し、第3章については、なぜCamerlynckやLyon-Caenによる労働契約優位論の展開の時代から、1980年代以降の多様な（混迷した？）理論状況の展開までが一括りにされ、他方で、2000年代以降の展開においては切

り落とされることとなったのか、必ずしも明確にはされていない印象を受ける。1980年代以降の議論の展開がLyon-Caenらによる理論の限界にもとづいているのであると理解するなら、Lyon-Caenらの時代と1980年代以降の展開は区分を設けても良いように思われるし、連続性があるとするならば、それは現在にまで連なっているといえるのか、1990年代がLyon-Caenの時代から連続してみた場合の一つの区切りとなる論拠が明確に示されれば、読者にとって整理が容易になるように思われた。

第二に、著者は1980年代以降の労働契約理論の動揺の背景に、経済的社会的変化を背景とした、「flexibilité（弾力性）」の進展を挙げる。しかるに、現在におけるフランスの（フランスに限らないが）労働は、「雇用類似型」とも称される新たな就業形態の加

速度的な展開にさらされる状況となっている。このような状況下において、著者が労働契約のメルクマールとした「法的従属性」という基準が果たして現在においても妥当するのか、あるいはその内容に変化が生じるのか、労働契約理論を取り巻く状況はさらなる変化にさらされるとともに、改めて「労働契約とはいかなる概念なのか」という命題に重要な意義が生じてきていると言えよう。このような状況下で、フランスにおける労働契約理論はどのような展開を見せるのか、それを明らかにすることは、評者も含めたすべてのフランス労働法研究者に突きつけられた新たな課題といえるだろう。

ほそかわ・りょう 労働政策研究・研修機構研究員。労働法専攻。

読書ノート

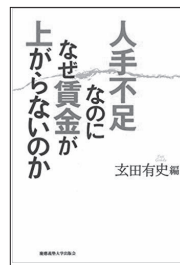
玄田 有史 編

『人手不足なのに なぜ賃金が上がらないのか』

猪木 武徳
(大阪大学名誉教授)

日本では「バブル」がはじけた1990年の秋から2016年5月までの実質賃金は、ほとんど横ばい状態が続いている。2000年代半ばと2010年代以降、労働需要が（有効求人倍率で見ると）逼迫しているにもかかわらず、実質賃金は緩やかな低下傾向すら見せているのが現状である。これは確かに通常の教科書的な需給理論をそのまま当てはめて説明できる現象ではない。

本書は、現実問題から目をそらさないすぐれた労働経済学者・玄田有史氏が、元気な若手研究者を動員してこの「不思議」とも言える現象の解明に取り組んだ労作である。手の込んだ計量手法で目くらましにあらうことはなく、安心して読める。時論を正面から分析



●慶應義塾大学出版会
2017年4月刊
四六判・336頁
本体2,000円＋税

●げんだ・ゆうじ
所教授。
東京大学社会科学研究所

しようとする気概のある論文が多い。

冒頭で、執筆者たちの共通認識を確認するために、次のような統計的事実を提示している。1) 近年の有効求人倍率の上昇は、求人の増加であり、その過半は「正社員」の求人の増加によること。求職者の減少も正社員としての職を求める人の減少による。2) 近年の欠員率の上昇は、小規模事業所で特に顕著である。3) 2000年以降の（名目）賃金の上昇率は、第一次あるいは第二次石油危機までのそれと比べると大変な落ち込みである。4) 産業別にも、医療・福祉、卸売・小売、接客サービスの求人の増加は大きいのに、実質

賃金は低下(!)している。5) (正社員と正社員以外に分けて) 雇用形態別に、所定内、超過手当、特別賞与の区分で賃金の推移を見ても、2000年代半ば以降(わずかな上昇は認められるが) 顕著な増加は見られない。

こうした事実を踏まえつつ個別のテーマを取り上げた16の論考を、需給、行動、制度、規制、正規、能開、年齢という7つのポイント(キーワード)のいずれに関する分析であるかを編者が分類・整理している。需給、正規に関わる論考が比較的多く、規制、能開は少ない。同じ論点に関しても、筆者たちの暫定的結論に一致が見られるわけではない。最後に結びとして、編者自身が7つのポイントについて「総括」を記している。

論点と焦点が多岐にわたるため、それぞれの内容の紹介とコメントは短い書評にはなじまない。ほとんどの論文がミクロ経済学的な思考をベースにしているので、ここでは本書で欠落している「マクロ経済学の視点」を指摘するにとどめたい。

それはリーマンショック以降に強まったスタグネーションの特性のうちで、何が日本だけに認められる現象なのかという国際比較の視点が弱いという点である。例えば、米国でも2007年まではフィリップス曲線が右下がりという形状は観測された。しかし2009年以降は失業率が低下しても、物価や賃金の伸びは鈍

くフィリップス曲線はフラット化している。米国でも雇用は改善しているのに物価・賃金は伸び悩んでいるのである。外食・観光などの低賃金業種の雇用が増え、金融・製造業の雇用が増えないという産業構造と雇用構造の変化が一因であることは確かで、日本の場合と似たような変化が認められるのである。この点に関連して、生産拠点の海外移転がどの程度影響しているのかという問題は軽視できないのではなかろうか。

加えるに、マクロ経済の成長会計(growth accounting)のフレームワークによる要因分析があってもよかったのではないか。例えばR. Hall, "The Anatomy of Stagnation in a Modern Economy," (*Economica* 2017, 84) は、この点でも大変興味深い。リーマンショック以降の不況は、とくに「不十分な需要から雇用が減少する」という以上に、財・金融・労働市場間の相互依存の構造的な問題があり、失業問題(労働市場)が改善しても、生産性上昇効果の大きい投資が増加しなければ経済の回復は遅れることを明らかにしているのは重要だ。「人手不足なのに賃金が上がらない」という現象が起こるのは、マクロ経済学的には資本形成の問題でもあるということになる。

論点が多岐にわたり必ずしも一般的な結論が提示されているわけではないので、「望蜀」のコメントとなった。丁寧で力のこもった論考が多いので、評者の批評も欲張りなものになってしまったようだ。